

## 「三豊・観音寺九条の碑をつくる会」規約

2024. 7.10

- 一、名称 この会は、名称を「三豊観音寺九条の碑をつくる会」とします。
- 二、構成 この会は、目的に賛同する団体および個人で構成します。
- 三、目的 この会は、誇りある平和憲法を広め生かし、子どもたちの笑顔輝く平和な社会を実現するために三豊・観音寺に九条の碑をつくることを目的とします。
- 四、事業 この会は、目的を達成するための学習、宣伝、調査、および実現のための行動を行います。
- 五、機関 この会につきの機関をおきます。
- 1、総会 最高の機関で年1回ひらき活動方針、事業計画、予算、決算の決定承認、役員を選出、規約の変更などを行います。
- 2、役員会 総会で選出された役員で構成し、この会議の日常的な業務にあたります。
- 3、所在地 観音寺市出作町 866-1 におきます。
- 六、役員 この会につきの役員をおきます。役員の任期は一年とし、再任はさまたげないものとします。共同代表若干名、事務局長(会計を兼務)1名、幹事若干名、監査若干名
- 七、経費 この会の運営に必要な経費は団体および、個人の賛同金1口1000円複数口も可と寄付金をもってこれらにあてます。
- 1、団体・個人の賛同金は1口1000円複数口も可とします。
- 2、寄付金は額にこだわりません。
- 八、発効 この規約は、2024年7月10日より発効します。
- 九、賛同団体 賛同団体は団体の申し出による。
- 十、口座 共同代表が代表として、「三豊・観音寺九条の碑をつくる会」の預金口座を取り扱う所在地として依頼するものとする。
- 十一、2024年役員
- 共同代表
- 幹事
- 事務局長(会計を兼務)
- 監査